

2008（平成20）年12月3日

権利侵害申立てに関する委員会決定

「広島県知事選裏金疑惑報道」

放送倫理・番組向上機構〔BPO〕

放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

権利侵害申立てに関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会

申立人 石田幹雄
宮本新八
木山耕三
被申立人 株式会社中国放送(RCC)

I. 申立てに至る経緯

(1) 苦情の対象となった番組

『イブニングニュース広島』内「特集 藤田県政の闇 知事選裏金疑惑」

放送曜日：月曜日～金曜日

放送時間：午後6時16分～6時55分 内

主な報道：

- ① 2006年11月30日放送 標題「メモの現職県議8人が判明」
- ② 2007年 2月20日放送 標題「メモの現職県議、残る2人も判明」
- ③ 2007年 2月28日放送 標題「藤田知事の元秘書が供述『宮本県議に30万円渡した』～疑惑の現職県議は11人」
- ④ 2007年 4月10日放送 標題「県議会選挙ドキュメント～あの人たちは何を語った？～」

(ローカル放送)

(2) 申立ての経緯

中国放送(以下、「被申立人」もしくは「RCC」と表記)は2006年10月から、平日夕方のニュース番組『イブニングニュース広島』で、「特集 藤田県政の闇 知事選裏金疑惑」を継続的に放送し、その放送内容を自社ホームページ上に掲載した。

一連の報道のきっかけは、2003年12月に開かれた藤田知事後援会の政治資金パーティーをめぐる政治資金規正法違反事件の裁判であった。

2006年2月20日、初公判の冒頭陳述において検察側は、「藤田後援会では、1993年の知事選以降、毎回の知事選において、県内の各種議員等へ対策費と称して現金を支払うなど多額の出費が必要で、激戦の時には数億円、無風選挙の時でも数千万円にのぼり、その支出は収支報告書には記載していなかった」と指摘した。この指摘を受ける形で県議会に設置された真相解明のための「調査会」や、被申立人などの報道機関は広島地検に対し裁判記録の閲覧を請求、同年9月に開示された調書の中で、藤田知事の元秘書が、過去の知事選挙に絡んで対策費と称する裏金を現職県議会議員らに渡していたと供述していたことが明らかとなった。

元秘書はこの中で、「選挙の度に対策費が必要であるという悪しき慣習が存在する広島県政界に嫌悪感を感じていた」と述べ、さらに、15人の県議会議員の名前が記された押収品のメモを検事から見せられ、そのメモは自らが記したものであること、1997年の知事選挙に関連してこの15人の議員に裏金を渡したこと、そのうちの10人は調書作成時(2005年12月)においても現職議員であることなどを供述していた。しかし、開示された調書は、議員名については伏字となっていたため、実名は明らかとはならなかった。このため、県議会は、本件申立人の3名を含む全会一致で、地検に対し実名開示を求める動きとなった。

2006年10月19日、被申立人は前記番組内で「特集 藤田県政の闇 知事選裏金疑惑」報道を開始、そして同年11月30日、「知事の元秘書が1997年の知事選挙の際に15人の県議会議員に現金を渡したと供述していたが、そのうち現在も議員の職にあるとされる10人のうち8人の名前がRCCの取材で判明した」として8人の実名を報道した。被申立人はこの報道を皮切りに、メモに記された10名以外に新たに判明した1名を含む計11名の現職県議の実名を、翌2007年4月10日までの間に計4回の当該番組の中で報道した。

これに対し、4回目の実名報道からほぼ半年後の2007年10月16日、名前を公表されたうちの一人、石田幹雄元県議は、「事実無根の報道により名誉を侵された」として被申立人に対し謝罪等を要求したが、被申立人は「報道は真実であると信じるに足る根拠に基づいてなされたものである」として要求を拒否した。

このやり取りからおよそ半年後の2008年4月7日、石田氏をはじめ実名報道された元県議3名が申立人となり、放送と人権等権利に関する委員会(以下、「当委員会」という)に対して名誉権侵害を訴える申立書を提出した。委員会事務局では、当事者間でのさらなる話し合いを要請したが、6月9日、申立人より改めて審理要請があり、被申立人もこれを止むを得ないとしたことから、委員会では、6月と7月の2度にわたり、審理入りするかどうかについて検討を重ねた。

II. 申立人の申立ての要旨

(1) 名誉権の侵害について

i) 第1の申立て(テレビ放送によるニュース報道)

<報道の内容と名誉権の侵害>

被申立人は2006年10月から現在まで、「イブニングニュース広島」において、「特集 藤田県政の闇 知事選裏金疑惑」というテーマの報道を一連のものとして継続して行っている。上記テーマの報道は、一体となって申立人らが広島県知事選挙において裏金を受領したとの誤認を与えているが、直接実名をあげた報道としては以下が挙げられる。

① 2006年11月30日 標題「メモの現職県議8人が判明」(以下「第1報道」という)

この報道は「藤田知事の後援会の政治資金不正事件で、広島地検の事情聴取を受けた知事の元秘書が、1997年の知事選挙の際に15人の県議会議員に現金を渡したと供述しましたが、供述では、この15人のうち10人が現在も議員の職にあるとされています。この現職県議10人については、県議会の中でも地検に実名の開示を求める動きが出るなど、問題解明の焦点の一つとされてきましたが、この10人のうち8人の名前がRCCの取材で判明しました。これは元秘書の供述内容や、地検が押収した15人の名前が記されたメモを確認した複数の関係者が明らかにしたものです。」として、石田申立人及び木山申立人の名前を含む8名の実名を挙げた。

② 2007年2月20日 標題「メモの現職県議、残る2人も判明」(以下「第2報道」という)

この報道は第1報道を受ける形で「この(現職の県議)10人のうち新たに2人の名前がRCC関係の取材で判明しました。これで10人の現職議員全員の名前がわかったこととなります。」として、この2人の実名とともに、すでに第1報道で放送した前記申立人2名を含む8名の実名を、再度放送した。

③ 2007年2月28日 標題「藤田知事の元秘書が供述『宮本県議に30万円渡した』～疑惑の現職県議は11人」(以下「第3報道」という)

この報道は、「過去の知事選挙で県議会議員に現金が渡ったとされる疑惑について、私たちの取材で新たな事実がわかりました。」として、「広島地検の調べに応じた知事の元秘書が1997年の知事選挙の際に宮本新八県議に『30万円の現金を渡した記憶がある』と供述していたことがRCCの取材でわかりました」として、宮本申立人の実名を挙げ、さらに石田申立人および木山申立人を含む現職県議10名の実名を再々度もしくは再度報道した。

④ 2007年4月10日 標題「県議会選挙ドキュメント～あの人たちは何を語った?～」(以下「第4報道」という)

この報道でも、申立人ら3人を含む11名の実名を挙げ、そのうち同年4月8日の県議会議員選挙に立候補した宮本申立人及び木山申立人を含む8名の選挙における様子を報道した。

上記、本件報道(以下「本件報道」というときは上記第1～第4報道を総称する)については、「メモの内容を知る複数の関係者」がどのような者で、具体的にどのような証言が得られており、なぜそのような証言により真実と信じるに至ったか等についての説明は一切なされていない。「複数の関係者」については、被申立人は取材源の秘匿を理由に説明を拒絶している。また、被申立人が取材源として挙げる「メモ」とは元秘書が記載したものであり、結局、報道の根拠は元秘書の言い分だけであり、それ以外の根拠は何ら示していない。

本件報道によって申立人らは、その事実がないにもかかわらず、視聴者から申立人らが裏金を受け取ったのではないかとの疑惑をもたれることになり、もって申立人らの名誉権が著しく侵害された。

<期間制限の要件について>

また本申立てについては、貴委員会運営規則第5条1.(4)に定める「(当該放送事業者に対する)放送後3か月以内の苦情申し入れ」という期間(期限)の要件を満たしていないので適切な申立てであるかどうか問題視されるケースであるが、本件報道に関しては、申立人らは第1報道の前日、被申立人に面会を求め、実名による報道を行わないよう要請しており、被申立人も答弁書において「2006年11月29日に木山申立人ほか2人の県議会議員が事前の連絡なしに当社を訪れ、社長に面会を求めた」と記し、この事実関係を認めている。したがって申立人らは、放送事業者に対する苦情申立てにおいて、「放送のあった日から3か月以内」という貴委員会運営規則の要件を実質的に充足しているものである。

ii) 第2の申立て(インターネットによる放送内容の配信)

<インターネット配信と放送の同質性>

被申立人は、本件報道後、本年・2008年6月頃まで、同社ホームページ上に「藤田県政の闇」という標題のバナーを設け、当該バナーをクリックすると「特集 藤田県政の闇 知事選裏金疑惑」との標題で、本件一連の報道内容を確認できる状況においていた。その後、バナーは削除されたが、記事自体は削除されておらず、

Google等の検索エンジンで「藤田県政の闇」と入力して検索すれば、被申立人のホームページ上に、テレビ放送された報道内容が、申立人らの実名を含め文字情報で詳細に再現されている。

2007年4月29日に動画・音声の配信を停止したという被申立人の説明にもかかわらず、その後も同社ホームページにアクセスして、映像データを取得することが可能な状態が継続しており、現時点でもその状態は継続している。このことに鑑みればインターネット配信とテレビ放送とが同視出来ることは当然である。

このように被申立人は、長期にわたってホームページ上に本件報道内容の主要な部分を継続して配信してきたのであるから、このホームページ上での情報配信についても、「放送」と同様の法的・放送倫理上の責任を負うべきである。

本件がニュース報道であること、報道の要点は、選挙絡みの裏金が県議に授受された事実の有無であることからすれば、どういう事実が報道として放送ないし配信されているかが重要である。放送内容のうち、リード原稿とVTRのナレーション原稿及びインタビューの内容を文字情報として配信したのであれば、放送と配信との間には、裏金が県議に授受された事実の有無にかかわる中心的で重要な事実内容に同一性が認められ、放送と配信とが同視できることは明らかである。

また、被申立人は、インターネット配信をテレビ放送と独立して行ったのではなく、自ら認めるとおり「継続性のあるキャンペーン報道として伝える意義から」、テレビで放送した内容を再現する形でインターネット配信を行っている。すなわち、テレビ放送とインターネット配信をリンクさせ一体のものとして報道を継続している。このことは、ホームページ上のバナーを「藤田県政の闇」と、一連の報道のタイトルと統一していることから明らかである。

〈インターネット配信と期間要件〉

さらに、苦情申し入れや委員会への申立ての期間制限の要件についてであるが、本件ではインターネットによる情報配信は継続されており、放送による一般視聴者に対する影響力は現在でも維持されている。したがって本件はその意味でも期間要件を充足しているというべきであるが、そもそも本件事案の重大性に鑑みれば、形式的な期間制限を問題にすること自体、報道被害者の人権救済を目的とする貴委員会の設置の趣旨に照らし合理性を欠き、本件の本質を見誤るものとして許されることではない。

(2) 被った不利益

本件報道により、事実無根であるにもかかわらず、広島県知事選挙に関連して申立人らが知事後援会組織等から裏金を受領したとの印象を、広島県民をはじめ

とする本件報道の視聴者に植え付けられ、申立人らはその名誉を著しく毀損された。また、本件報道は、広島県議会議員選挙の前後に繰り返し行われ、申立人らの受けた被害も大きい。とりわけ、宮本申立人はそれまで4期、木山申立人は3期にわたって維持していた議席を失うに至った。

(3) 放送局への要求

- ①当該番組内での訂正及び謝罪
- ②申立人らに対する文書での謝罪
- ③中国放送ホームページ上への謝罪文の掲載、及び一連の実名報道記事の削除

Ⅲ. 被申立人の答弁の要旨

(1) 名誉権の侵害について

第1、第2の申立てにかかる本件報道ならびにインターネットによる配信内容は名誉毀損には該当しない。そもそも本件報道は、一連の「知事選裏金疑惑問題」が、選挙にかかわる不透明な金銭の授受によって県民の政治不信が増大し、2007年4月8日の県議会議員選挙を前に大きな社会問題となっていたため、報道機関として「県民の知る権利」に応えるために取り上げた。

上記第1報道については、広島地方裁判所が、藤田知事後援会の政治資金規正法違反事件の公判で証拠採用したメモ（知事の元秘書が現金を渡した人物として記したもの）を確認した複数の関係者への取材を通じて、真実であると信じるにたる根拠に基づいたものである。また、石田申立人、木山申立人とも実名報道した時点では現職県議という公職にあったため、公共の利害にかかわる事実であり、報道することが公益にかなうと判断した。報道では現金を受領したとは断定しておらず、また、公平を期すため両申立人にも取材し、両申立人が現金の授受を強く否定し、元秘書の供述の信憑性に疑問を示しているとのコメントを伝えている。

宮本申立人の実名を報道した第3報道も同様の根拠に基づくものである。同申立人も実名報道した時点では現職県議という公職にあった。報道は現金の受領を断定はしておらず、また、同申立人が現金の授受を否定し、元秘書の供述の信憑性に疑問を示しているとのコメントを伝えている。

なお、取材源にかかわる情報については、提供者に重大な不利益が予想されることから、秘匿させていただく。

(2) 交渉の経過について

第1～第4のいずれの報道についても、申立人より放送から3か月以内に苦情

などは受けていない。石田申立人よりは2007年10月16日付けなど2度にわたる「ご連絡」と題する文書を受け取り、当社も文書で回答したが、木山申立人、宮本申立人の2人については、本件申立てに至るまでの間、何の申し入れもなく、交渉するに至らなかった。

貴委員会運営規則第5条1.(4)の要件を充足していないことは明らかである。

(3) インターネットでの報道について

裏金疑惑報道について関心のある人々に、継続性のあるキャンペーン報道として伝える意義から、当社ホームページに「藤田県政の闇」とのタイトルでバナーを設け、一連の報道内容をインターネットでも確認できるようにした。当該バナーは2007年3月から設け、第1～第3報道の内容を文字情報とともに動画でも配信した。第4報道については同年4月19日に配信を開始した。実名報道した動画については、同年4月8日の県議会議員選挙において引退または落選した県議も出たことから、改選前議員の任期満了日である同年4月29日まで配信し、以後は削除した。

その後、2008年4月に裁判資料が開示され、実名県議の名前が県議会議長の手元に伝わったことから、ホームページ上の「藤田県政の闇」は役割を果たしたとの判断で、同年6月12日に「入口」にあたるバナーを削除した。しかし、同年7月16日に検索エンジンにかけると閲覧ができたため、「入口」は削除したものの、「出口」(特集ページ)が残っていたことが判明したため、これも削除した。

しかし、以下の特殊な条件下において、当社のサーバーに保存している動画ファイルへアクセス可能であることが判明した。

- 1) 本件報道の動画配信をやめる前に、ホームページ閲覧ソフトウェアで「特集」ページにアクセスし、そのページをパソコンなどの記憶装置に保存し、その保存されたページからサーバーの動画ファイルへアクセスしているケース
- 2) 本件報道の動画配信をやめる前に、動画へのリンク情報(URL)を、第三者がインターネット上のページに無断で掲載しているケース

以上の通り、申立人の主張する「現時点でもその状態が続いている」とは、裏金問題に関心のあると思われる人が、特殊な条件下で閲覧している状態と言わざるを得ない。

インターネット上の本件文字情報は、番組全体構成の一部に過ぎないリード原稿とVTRのナレーション原稿およびインタビューの内容のみを配信したもので、放送におけるキャスターの音声や、ナレーション原稿の背景に流れる映像や現場音声、テロップ文字情報、取材記者による解説もなく、これにアクセスしたとしても、放

送内容全体から受ける情報をそのまま総て得ることはできない。

申立人ら代理人も「申立ての理由」において指摘している通り、「テレビ放送が直接家庭の茶の間に侵入し、即時かつ同時に動画や音声を伴う映像を通じて視聴される点で、他のメディアには見られない強烈なインパクトを及ぼす」のに対し、インターネットによる配信は、閲覧者が自らの意志でバナー等を何回もクリックした上で該当ページを開き、内容を閲覧するものであること、その際、内容も十分検討でき、また、何度でもアクセスして内容を確認できることも、放送とは根本的に異なる。

IV. 委員会の判断

当委員会は、申立人からの申立書並びに理由書、申立補充書、反論書、当委員会からの照会に対する回答書、被申立人からの答弁書、再答弁書による双方の主張を、提出された資料とともに検討し、以下のとおり決定する。

(1) 第1の申立てについて

本件は放送後のインターネットによる動画、文字情報の配信をも審理対象とすることを求める異例の申立てであったため、当委員会は、まずこの二つの申立てをどう取り扱うかについて審理した。その結果、第1の申立てについては以下の通り決定した。

(委員会の判断)

前記 i) の第1の申立ては、当委員会運営規則第5条1.(4)に照らして審理の対象となる苦情に該当しない。

(理由)

当委員会の運営規則によれば、「審理の対象となる苦情は、放送された番組に関して、苦情申立人と放送事業者との間の話し合いが相容れない状況になっているもので、原則として、放送のあった日から3か月以内に放送事業者に対し申し立てられ、かつ、1年以内に委員会に申し立てられたものとする」と定められている。

上記規定は、当委員会において、「言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応」する(放送倫理・番組向上機構規約第3条)ため、苦情申立人と放送事業者との間の話し合いによる解決を促すとともに、放送事業者と当委員会への苦情申立てについてそれぞれ一定の期間を定めることによっ

て、迅速・的確な対応を図ったものである。その趣旨に照らして、ここに「原則として」とは、「上記期間内に申立てできないことなどの特別の事情がない限り」と解するのが相当である。

この点に関し、申立人らから提出された資料を精査すると、本件申立て時点において、申立人らと放送事業者との間の話し合いが相容れない状況になっていると認められるが、石田申立人の代理人が被申立人に対し謝罪要求の「ご連絡」と題する書面を送付したのは2007年10月16日付であり、本件報道のなかでも最も新しい第4報道の放送があった日(同年4月10日)からみてもすでに6か月を越えており、宮本申立人、木山申立人については、前記一連の本件報道があった日から当委員会に対し苦情申立てを行った2008年4月7日まで、被申立人に対し苦情の申立てをしていないことが認められる。

したがって、後に触れるように、「特別の事情」が存在しない限り、上記i)の申立てでは前記運営規則の要件を満たさないので、審理の対象となる苦情に該当しない。

この点に関して申立人らは、木山申立人ほか2名の県議会議員が本件について取材を受けたことから放送(第1報道)の前日に実名報道をしないように申し入れをしているのであるから、実質的に期間要件を充足していると主張している点についての判断を示すこととする。

この申入れ時点においては宮本申立人についてはまだ実名報道をされておらず、また石田申立人もこの申入れには参加していないことは一応別におくとしても、これは放送前の、報道内容が具体的に確定していない段階での要請であって、これをもって現実に行われた報道に対する苦情の申立てと見ることは困難である。当該運営規則にいう「苦情の申立て」とは現に報道された内容に対する具体的な苦情と解するのが相当である。事前の申入れがあったとしても報道が行われた後で何の苦情もなかったということは、本件報道の中で当該対象者の、事実を否定するコメントなどが明確に出されていることなどを考慮すれば、その内容に対して不満がなかった、あるいは少なくとも苦情を申し立てる必要まで感じなかったと受け止められる可能性すらあり、前日の申入れが同規則にいう「苦情の申立て」に当たらないことは明らかである。

(2) 第2の申立てについて

本件は、上記のとおり申立ての本旨である本件報道による名誉権侵害の有無については、当委員会運営規則第5条1.(4)所定の期間要件を満たしていないとの理由で審理入りをしないこととしたが、申立人らが、被申立人のインターネット上のホームページから、あるいは直接被申立人のサーバーにアクセスする方法などで当該情報に接することができる以上侵害行為が継続しているという理由で、本件申立

ては期間要件を充足していると主張しているので、当委員会は、前記 ii) の第 2 の申立てについてこれを慎重に検討する必要を認め、放送事業者がその主体的な意思でインターネットによって放送と同一もしくはその内容、趣旨を同じくする文字情報を発信した場合、これが放送と同視できるかどうかを含めて審理することとした。

(委員会の判断)

当委員会は、インターネットによる情報発信が被申立人の主体的意思に基づくとはいえ、遅くとも 2007 年 4 月 29 日、本件報道についての動画と音声を停止して文字情報のみを配信するに至った時点において審理対象としての放送と同視できる状態ではなくなったと判断する。

したがって、申立人らのうち、石田申立人については、同申立人の代理人が被申立人に対して「ご連絡」と題する書面によって苦情を申し入れたのが同年 10 月 16 日で、期限を 3 か月近く過ぎていることが明らかであり、また、宮本申立人、木山申立人については、2008 年 4 月 7 日に当委員会に本件申立てをするまで被申立人に対し苦情を申し立てていなかったことが認められ、その他本件申立ての内容、申立てに至るまでの申立人らの対応なども総合的に検討した結果、本件は当委員会運営規則第 5 条 1. (4) により審理要件を欠くとの結論に達した。

(理由)

- 1 当委員会が、ネット配信の経過について双方に対して事実確認を求めたところ、経過は次のとおりである。

① 2007 年 3 月

被申立人は、この時点までに放送した第 1 ～第 3 報道について放送内容どおりの動画・音声、及び文字情報による配信を開始した。ホームページ上のバナー（「藤田県政の闇」）をクリックすることによってアクセス可能。

② 同年 4 月 19 日

同年 4 月 10 日放送の第 4 報道について動画・音声、及び文字情報による配信を開始した。

③ 同年 4 月 29 日

同年 4 月 8 日の広島県議会議員選挙に伴い、改選前議員の任期満了となる 4 月 29 日をもって第 1 ～第 4 報道すべてについて動画・音声配信が停止され、以後はバナーを通じて本件報道を閲覧する限り文字情報のみとなった。

④ 2008 年 6 月 12 日

上記バナー（いわゆる「入口」）が削除されたことで、被申立人のホームページからは、本件報道に関する文字情報へのアクセスも不可能となった。

⑤同年7月16日

キーワード検索によって、なお本件報道に関する文字情報を含む特集ページの閲覧が可能であることが判明したため、被申立人においてこの特集ページ(「出口」)も削除した。

⑥同年8月29日

同日付けの「反論書」において、申立人らから「現時点においても被申立人のホームページにアクセスし映像データの取得可能な状態が継続している」との主張がなされ、反論書とともに、同代理人から本年3月に取得したとする本件報道等の動画を収録したCD-Rが資料として提出された。当委員会からの照会に対し、同代理人より、この本件報道に関する映像データは、2007年4月に被申立人が同社ホームページ上に配信した当時、当該動画のアドレスを申立人側において保存し、本年3月に、この保存したアドレスからアクセスし入手したものであるとの回答が得られた。

⑦同年9月11日

被申立人提出の同日付「再答弁書」において、「特殊な条件下においては当社のサーバーに保存している動画ファイルへアクセスすることが現在でも可能であることが判明した」との説明がなされ、ネット配信の終了前における、「特集ページの保存」、もしくは「第三者による動画URLのネット上への無断掲載」という条件の下では、動画閲覧の可能な状態が継続していたことが分かった。

⑧同年9月17日

被申立人は、同社サーバーに保存されていた上記動画ファイルを削除した。

2 以上のような経過を踏まえたうえで、どの時点までがインターネットによるデータ配信を放送と同視できるのか、このことは運営規則を単に形式的に適用することによって結論が得られる性格の問題ではない。

当委員会の運営規則が、当委員会発足当時の放送、通信事情を背景にしつつ、放送による名誉等の人格権侵害、放送倫理違反に関する事案を直接の対象としたことは明らかである。しかし、当委員会発足から10年余の間における通信の発達著しく、放送事業者においても、放送した番組そのもの、あるいは文字情報に転換したものをインターネットを通じて発信することが多くなってきており、それによる人格権侵害、倫理違反がもたらされる可能性が生じていることは否定できない事実であり、運営規則の解釈も実態に即して弾力的に行う必要があると考える。

しかしながら、放送と通信の異同、その間の境界をどこに求めるかは一義的

に決定されるような問題ではない。近時、放送と通信の「融合」という言葉で表象されているが、さまざまな次元において何が共通し、何が違うのかが多方面において論議されている状況にある。しかもその論議は放送・通信の法体系の再編という政策的次元において活発に行われている状況にある。

当委員会が本件に関して議論すべきことは、一般論として放送と通信を区別する基準を策定することではなく、放送と通信の関係についての実情を前提としながらも、当委員会の前述のような設置目的を考慮するとともに、申立人らがあえて被申立人による放送のみならずインターネット配信まで申立ての対象としたことについて、本件事案の内容とその後の経過に照らし、本件申立てに関する限りにおいて前記運営規則をどこまで弾力的に解釈することが可能であり、また必要であるかという合目的な見地から判断することが妥当と考える。

- 3 そのような見地から見た場合、当委員会としては、放送終了後、放送事業者においてまったく同一の内容が動画・音声を伴ってインターネット上に配信しているにもかかわらず、期間制限の起算時を放送時点に限定することは、当委員会の存在意義に照らしても、また放送被害の救済の必要性、放送対象者の人権の擁護という観点から見ても硬直しすぎるとの批判を免れないと考える。

そこで、現時点におけるテレビ放送をみると、テレビが一般の人の日常のアイテムとして機能し、積極的に受動的にもその発する動画・音声による情報に接する機会が1日何時間にも及ぶ媒体としての普及度と伝播力、それから受ける影響の大きさにその特質があるのであって、インターネットにおいて配信された場合においてもテレビ放送の基本要素である動画・音声は停止され、文字情報のみとなったまま継続している状態においてもなおかつその「被害」が同質であるとまで見ることはできない。

動画・音声配信が停止されたあとの本件文字情報についていえば、本件報道(放送)のうちリード原稿とVTRのナレーション原稿及びインタビュー内容のみが配信されていたもので、放送におけるキャスターの音声、VTR中のナレーション原稿の背景に流れる映像や現場音声、テロップ情報、VTR終了後の取材記者の解説もなく、また画面に流れるインタビュー対象者の表情や声の抑揚等が表現されていない。

また、申立人らは、申立て後において、インターネットに接続してなお動画を取得できるので、この時点においても申立人らの名誉が侵害されていると主張するが、前記事実経過にあるとおり、本件報道に関する動画・音声の配信は2007年4月29日をもって停止されており、申立人らが当委員会からの照

会に対して寄せた回答にもあるように、本年3月時点で申立人らが取得したという本件報道に関する動画は、2007年4月の配信時に申立人らが当該動画のアドレスを保存し、ほぼ1年後の本年3月に、その保存されたアドレスを用いて被申立人のサーバーにある動画ファイルにアクセスし、取得したものであり、バナーのクリックや検索エンジンを使用したキーワード検索等の一般的な方法によるものではなかった。それらの一般的な方法によって被申立人のホームページにアクセスし動画を入手することは、2007年4月30日以降は不可能となっていた事実が認められる。したがって、その後も映像データへのアクセスが継続的に可能であるとし、それをひとつの根拠として放送とネットを同視できるとの申立人らの主張はとることができない。さらにこの状態においてはすでに被申立人の主体的意思表示としての動画・音声の配信が継続していると見ることはできない。

インターネットを利用する人口が増えているとはいえ、テレビの視聴層と、インターネットに接し、かつ特定のコンテンツに意識的にアクセスする人の数における違いが歴然として存在しており、またその影響の大きさにおいても放送とインターネットとの間には著しい差があることは否定できない。現時点においては、「放送」による人格権の侵害を視野において設置された当委員会の職務権限としては、これをインターネットにまで広げるとしても、放送と同一内容の動画・音声による配信が行われており、しかもそれが通常の方法によってアクセスできる限りにおいて審理の対象とすることはともかく、一般的な動画・音声配信が停止された以後の状態にまで及ぶとすることはできない。

- 4 さらに申立人らは、インターネットによる配信が放送と同視できるとの観点から、期間制限そのものについて、「本件では、インターネットによる情報配信は継続されており、放送による一般視聴者に対する影響力は現在でも維持されているといえる。本件では放送後3か月以内の抗議や申立ての期間制限の要件を問題にすることは本件の本質を見誤るものといわざるを得ない」と主張し、「事案の重大性に鑑みれば、貴委員会のキャパシティを問題にすべきとは考えられない」と、期間の制限が主として当委員会の都合によるもので合理的な意味がなく、本件事案の重大性から見て、本件について期間制限規定をそのまま適用するのは不適切であるというので、当委員会はこれに答えるうえで必要な限度において事案の内容と申立人らの対応について言及せざるを得ない。

まず、事案の内容(性格)であるが、一般に、報道機関が公職選挙によって選出された議員など公的立場にある者について、しかるべき情報源からの裏金情報に接したような場合、捜査機関をはじめ、事前に対象者から取材をするなど、

可能なかぎりの裏付け調査を行ったうえで、自らの責任においてその疑惑を追及し、報道することは、国民の知る権利の保障という観点から望ましいことであって、決して閉塞されることがあってはならないと考える。金権選挙や、公権力を有するものに対する買収は、もしそれが事実であれば民主主義の根幹を揺るがす大問題である。

本件報道は、現職知事の後援会組織により知事選挙のための裏金がいずれかの手に渡った可能性があり、地検の捜査資料や、押収されていたメモに記載された実名を確認したという関係者からの情報をもとに事実を解明しようとしたものであって、テーマは地域住民の正当な関心事であり、こうしたテーマに取り組むことは一般的には報道機関の責務であって、被申立人の姿勢は評価できる。また、被申立人は本件報道にあたり、断定的な表現はしておらず、疑惑追及の姿勢を保ちながらも実名で報道した議員の立場に配慮し、その弁明もインタビューを含め時間をかけて報道している。

本件報道は、一般視聴者から見れば、申立人らに対する社会的評価を低下させる内容を含むものであることは否定できないであろう。しかし、報道が真実であり、あるいは真実と信じるに足る相当の理由があると認められる時は、報道機関は免責される。取材源秘匿が報道機関にとって極めて重要であることに鑑みれば、報道機関としては、取材源を秘匿しつつその報道の真実性、あるいは相当性を立証することには困難を伴うが、それを成し遂げることは可能であり、それが報道機関の責務であるといえよう。

申立人らがいうように、本件報道について被申立人においてその取材、編集、放送の過程において何らかの政治的な意図で対象者を貶めることを意図して真実性の裏付けのない報道をおこなったとの疑いが認められ、これに対して申立人らの対応が適切に行われていれば、当然委員会としても無視することはできず、場合によっては期間制限を定めた運営規則の「原則として」の解釈適用に当たってもさらに柔軟に対応し、申立人らの要請に応じて実質審理に入るという結論も、選択肢の一つでありえたであろう。

本件事案は、報道の使命という観点からも、申立人らの名誉という観点からも重要な案件であることは否定できない。

- 5 そこで本件事案の内容を上記のようにとらえるとき、申立人らにおいてなお期間を徒過したことについてやむをえないとする特別の事情があるかどうか、申立人らの対応の仕方という観点を含めて検討することとする。

もし申立人らが主張するとおり、申立人らの名誉に対する真に重大な侵害があったというのであれば、申立人らがみずからの「真実」を訴え、そのダメージ

を克服するためには、最初に実名が報道された石田、木山両申立人において第1報道が行われた直近の時期においてしかるべき抗議、苦情を申し立てるべきであった。第3報道において実名報道された宮本申立人についてはその直近の時期において然りである。それが名誉を侵害された通常の人間に期待される行動であり、まして報道が県議会議員選挙を間近に控えた時期に行われたことから言えば当然のことである。一般視聴者の意識も同様であろう。

本件申立てまで何らの苦情申し入れをしなかった宮本、木山両申立人らについてはもちろんではあるが、石田申立人にしても本件第1報道のあった2006年11月30日から起算すると、理由が何にせよ、それから第2、第3、第4報道が行われたのも座視しつつ、10か月以上も被申立人に対して何らの抗議も申し入れも行うことがなかったという事実からすると、前記、特別の事情があるとは認められない。

報道によって被害を受けたとする取材対象者が自らの名誉を回復するためには自ら積極的に行動を起すことが求められており、被害が大きければ大きいほど「当然そうするであろう」という期待と被害者の迅速な救済の必要という観点からも、当委員会運営規則第5条1.(4)の期間制限には、報道の自由・国民の知る権利と報道被害者の利益を適切に調整する意味において合理性があり、また放送の内容がインターネットによって配信された本件において、その期間制限の起算日を「遅くとも放送と同一内容による動画・音声配信を停止した時期」としたことは正当性があると考えられる。

(3) 結論

当委員会は上記理由に基づき、インターネットによって配信された本件報道の内容については実質審理に入らないことを決定した。

本件「第1の申立て」、及び「第2の申立て」は、当委員会としても政治資金、選挙資金に関する疑惑報道の積極的な意義と、その反面、疑惑を受けた当事者の基本的人権の擁護という観点からより深く問題を追求していく意味があったと考えるものであるが、インターネットによる放送内容の配信に対して当委員会の設置目的等からどこまでそれを放送と同視できるのか、運営規則による期間制限についての考え方など、慎重に審理した結果、少なくとも本件においては上記の理由から期間制限の解釈、運用を特段に緩和して実質審理に入ることは適切でないという判断に達した。

付言するに、本件のように公職にある者にかかわる金銭疑惑報道は、その公共性・公益性の要件が満たされる限り、報道機関としては決して萎縮することがあってはならない半面、報道された側の人権に重大な侵害が生じる可能性があるこ

とも否定できない。そのような場合、公職にある者は一般に適切な手段を活用して反論する機会と能力を有すると思われるので、直ちに言論によって相互の主張を戦わせることが、報道の使命と人権とを調和させるうえで最も望ましい方法と考える。

なお、山田委員の意見がある。

(意見)

本件事案について実質審理に入らないという当委員会の結論については同じであるが、以下の点について、理由を異にするので意見を述べる。

(1)

「委員会決定」は、職務範囲の判断基準として放送と同視しうるか否かを挙げ、その条件として、放送と通信の違い、動画と文字の違いを指摘する。しかしこうした審理対象の条件設定には同意しかねる。

どのような情報発信が放送局の行った「放送」と「同視」しうるかについては、伝送路、伝送形態、内容の3つの側面から考えることができよう。すなわち、現行の「放送」は一般に、無線により（伝送路）、不特定多数に対する定時同報の一斉送信であって（伝送形態）、自由かつ自律的に制作された報道・教育・教養・娯楽分野の多種多様な番組（伝送内容）、といった特性を有している。したがって、これらの要素が現行「放送」とどのように異なるかを、「同視」の判断基準にもなしうると考える。

第一に、伝送路によることなく、その伝送形態と伝送内容によって同視の判断がなされるべきである。伝送路の違い、例えばケーブルであったり通信回線を利用したインターネット上で流されたものであっても、それが本放送と同様の伝送形態で同一の伝送内容である場合は、まさに「放送」と呼ぶべきものであると考える（現行のケーブルテレビにおける同時再送信の放送など）。さらに、オンデマンドに繰り返し視聴ができる（例えばウェブ上で常時、閲覧が可能である）など、伝送形態が必ずしも同一でない場合においても、放送と「同視」しうる場合があると考えられる。

次に、伝送内容における「同視」の判断基準を考える。それは、当委員会が審理の対象とする「放送」以外の審理対象範囲の1つの判断基準でもある。この点、「委員会決定」がいわば社会的影響力（普及度、伝播力）を判断基準として採用している点には同意しかねる。音声付きの動画コンテンツと音声をもとにした文字化コンテンツでは情報量が異なり、それに伴って発生しうる「被害」のレベルに差異があることや、放送が一定の社会的影響力を持っていることは認めるにせよ、当委員会の

判断基準にはできる限り客観的外形的なものを用いることが好ましいと考えるからである。

たとえば、「①放送局が主体的に発信した情報であって、②番組が主で当該情報が従であることが明白で、③すでに主となる番組が放送されていて、④伝える内容において主要部分が一致していて、⑤両者に一体性が認められる場合（たとえば、同一タイトルのもとでの一連のキャンペーンを構成しているなど、外形的に分かちがたい関係性が認められる場合）」といった条件を、同視と称するか否かは別にしても審理対象の判断基準として設ける方法が考えられよう。

ただし今回の事例については、当委員会は申立人に対しすでに通知した審理対象の範囲を「放送と同視しうる場合」と限定しており、しかもその「同視」の意味するところは受け手（視聴者）にとって、もとなる放送番組と変わらないものとして見聞きすることができるものである。そのような前提に立って「同視」のイメージするところを上記の5条件に即していえば、主要部分の一致や一体性が高度に求められるいわば「同一」内容の場合と解さざるを得ない。したがって、そうした枠組みのなかで考える以上、具体的には、番組がそのままインターネット上で閲覧できる状態のものとするのが妥当であって、決定が述べるところの実名報道の動画配信に限定せざるを得ないのであって、結果としては結論を同じくすることになる。

(2)

「委員会決定」は、インターネット上の情報の期間限定の判断を、「一般的方法」によるアクセスの可否で判断しているが、この点についても同意しかねる。すなわち、発表（配信）時期をどう判断するかということについて「委員会決定」は、一般的検索エンジンでキーワード検索をできない状況をもって「一般的方法」によるアクセスはできないとしているが、今日において、記録されたURL（ホームページアドレス）は多くのユーザーにおいてネット上で情報共有される状況にあり、サーバーに残っている状況である限り、そのデータへのアクセスは関心を持つ者にとって必ずしも困難とはいえない。

より具体的に確認するならば、発表時期を情報がサイト上にアップされた時点か、ネット上に掲出されている期間をすべて含むのか、あるいは公式にはリンクを消した後もサーバー上に残っていた場合をどうするか、さらにいえば、ネットワークやユーザーのローカル上のキャッシュにコピーされた情報にまで責任をもつ必要があるのか、そもそもネット流通情報の特性として、いったん配信された情報は安易に複製・再送信されるのであって、もともとの発信主体が「消す」という行為にどれだけの意味があるのかなど、検討すべき論点が伏在している。

「委員会決定」は、放送局が「入口」である公式ウェブサイト上のリンクをはず

したことをもって、一般的方法によってアクセスできなくなったことから動画配信を停止したと判断するが、上記の議論の余地がある段階では結論を出すことに躊躇せざるを得ず、むしろその判断は、前段に示した①～⑤の条件を満たさなくなった時点を情報発信の終結時点とすることが適当であると考ええる。上記(1)後段に示した前提に立てば、審理対象となるものは放送局の公式ウェブサイトの特集ページのバナーのもとで閲覧可能であった、本放送と同一内容の配信に限定される。その場合においては、公式ウェブサイト上の動画リンクをはずした時点(07年4月29日)が放送局の主体的判断にもとづく情報発信ではなくなったとみなすことができるので、期間限定の基準において審理対象とはならないという結論において同意する。

(山田健太)

V. 審理経過

審理経過は下記の通りである。

年 月 日	審 理 内 容
2008. 4. 7	申立人からの「申立書」受理、当事者間の交渉を要請
6. 9	申立人より審理開始要請
6. 9	被申立人に対し、「経過説明並びに見解等」に関する文書と「放送同録テープ」の提出を要請
6. 13	被申立人からの「回答書」(経過説明・見解等)と「放送同録テープ」を受理
6. 17	第136回委員会、審理入りについて検討
7. 10	申立人より「申立書補充書」受理
7. 15	第137回委員会、審理入りを決定
7. 22	申立人、被申立人に対し、審理入りを通知
7. 22	「申立書」「申立書補充書」を被申立人に送付、「答弁書」提出を要請
8. 1	「答弁書」受理、申立人に送付。「反論書」提出を要請
8. 19	第138回委員会、第1回審理
8. 29	「反論書」を受理し、被申立人に送付。「再答弁書」提出を要請
9. 11	「再答弁書」受理
9. 12	「反論書」内容への委員会からの照会に対する申立人の「回答書」受理
9. 16	第139回委員会、第2回審理
10. 1	第1回起草委員会、「委員会決定」案について協議
10. 14	第2回起草委員会、「委員会決定」案について協議
10. 20	申立人より「審理要請案件に関する通知について」と題する文書受理
10. 21	第140回委員会、「委員会決定」案について協議
11. 18	第141回委員会、「委員会決定」案を了承
12. 3	「委員会決定」の通知・公表

放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

委員長	竹田 稔
委員長代行	堀野 紀
委員長代行	五代 利矢子
委員	右崎 正博
委員	崔 洋一
委員	武田 徹
委員	中沢 けい
委員	三宅 弘
委員	山田 健太

放送倫理・番組向上機構 [B P O]